

9-4 通常の指揮命令系統から独立した企業倫理ヘルプライン(相談窓口)を整備する。

《基本的心構え・姿勢》

経営トップは、通常の業務報告ルートでは、企業倫理に関わる必要情報が自らに伝わらないケースがあることを認識する。このため、現場から直接、経営トップに情報が迅速に伝わる特別のルートを常設し、情報の内容を精査した上で、改善措置の実施に活用する。また、情報の通報者に対しては、不利益な扱いは行わない。

《具体的アクション・プランの例》

(1) 「企業倫理ヘルプライン(相談窓口)」を設置する。

①相談窓口は、社内に設置する場合と社外に設置する場合がある。

②情報の受け付け手段としては、以下が考えられる。

(イ) 電話

(ロ) ファックス

(ハ) 手紙

(ニ) eメール

(ホ) 面談 など

③情報通報者に関する秘密の保護と情報管理を徹底する。

④相談内容は企業倫理担当役員および経営トップに伝える。適切な改善措置を講ずるとともに適宜通報者にも対応策を伝達する。